

国家公務員の暫定再任用制度について

【ポイント】

- 暫定再任用制度は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において 65 歳まで再任用できるよう、旧再任用制度※と同様の仕組みを措置する制度
- 定年退職等により一旦退職した者を 1 年以内の任期で改めて採用可能
- フルタイム勤務と同様の職務に従事する短時間勤務の形態がある
- 給与体系については定年前とは異なる仕組み

※旧再任用制度

「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 61 号）」による改正前の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 81 条の 4 又は第 81 条の 5 の規定に基づき、定年退職等によって一旦退職した者を 1 年以内の任期で改めて採用する制度。

1. 対象者

- ・ 定年退職者
- ・ 勤務延長により勤務した後退職した者
- ・ 25 年以上勤務した後定年前に退職した者で、退職後 5 年以内のもの（ただし、定年の年齢に達している者に限る）

2. 勤務形態

フルタイム勤務又は短時間勤務

3. 採用方法

人事評価の全体評語その他従前の勤務実績等に基づく選考による採用

4. 任期

- ・ 1 年を超えない範囲内で任命権者が定める
- ・ 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良好である場合には、1 年を超えない範囲内で任期の更新が可能
- ・ 任用上限は、65 歳に達する年度の年度末まで

5. 給与

(1) 俸給

- ・ 職務の級ごとに設定された単一の額
- ・ 短時間勤務職員については、1 週間当たりの勤務時間に応じた額

(2) 諸手当

支給される諸手当

地域手当（特例的に支給されるものを除く。）、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当 宿日直手当、期末・勤勉手当、俸給の調整額 等

支給されない諸手当
扶養手当 住居手当 (特例的に支給される) 地域手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当 寒冷地手当 初任給調整手当 研究員調整手当

- ・ 短時間勤務については別途の取扱いあり

例) 超過勤務手当：勤務時間が割り振られた日における割り振られた勤務時間と超過勤務の時間の合計が7時間45分に達するまでの支給割合は100/100

6. 人事評価・勤務時間・休暇

(1) 人事評価

対象となる

(2) 勤務時間

- ・ フルタイム勤務は、週38時間45分（1日7時間45分）
- ・ 短時間勤務は、週15時間30分から31時間までの範囲内で定め、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間の割り振りを行う（月曜日から金曜日までの間に週休日を設けることができる）
- ・ フレックスタイム制の適用が可能。

(3) 休暇

退職前の職員と同じ取扱い。ただし、短時間勤務の年次休暇については、勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数（1週間当たりの勤務時間に応じた日数）となる

7. その他の諸制度

(1) 退職手当

支給しない

(2) 医療保険・年金保険

- ・ フルタイム勤務は、共済組合員となる
- ・ 短時間勤務は、共済組合員とはならず、勤務時間及び所定勤務日数に応じ、健康保険・厚生年金保険又は国民健康保険が適用される

(3) 雇用保険

- ・ フルタイム勤務は、雇用保険に加入
- ・ 短時間勤務は、勤務時間及び雇用期間に応じ雇用保険に加入

(4) 兼業

- ・ フルタイム勤務は、原則兼業不可
- ・ 短時間勤務は、職務遂行に支障が生じる等の事情がなければ、許可を得て兼業可能

(5) 宿舎

- ・ フルタイム勤務は、法令に基づき貸与可能
- ・ 短時間勤務は、政令で定める職員（職務遂行上勤務官署の近くに居住する必要がある者）には法令に基づき貸与可能

(6) 定員

- ・ フルタイム勤務：定員内（常勤職員と同じ）
- ・ 短時間勤務：定員外 ※別途定数管理あり